　資料　3

リース会計マニュアルの改訂について

**●改訂箇所　リース判定フローチャートの「実質的に解約不能」の但し書き部分**

**□ 現行**

（B）・中途解約不能のリース取引　　※１　契約上、または**実質的に解約不能**

※1　契約を解除するために違約金などの発生が見込まれる可能性があれば、実質的に解約不能



**□ 改訂案**

（B）・中途解約不能のリース取引　　※１　契約上、または**実質的に解約不能**

※1　「実質的に解約不能」とは、契約上解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金等を支払わなければならない等の場合を指し、相当の違約金等とは、中途解約する場合、未経過期間に対応するリース料の額の合計額の概ね全部（原則として９０％以上）を支払わなければならないような場合をいいます。

**□ 改訂理由**

　　・リース判定フローチャートにより所属はリース判定を行っているが、現行の記載による判定では、法人税法上のリース判定と齟齬が生じるため。

**□　法人税法上の「実質的に解約不能」の見解**

　　　「リース期間中の中途解約が禁止されているものであることまたは賃借人が中途解約する場合には、未経過期間に対応するリース料の額の合計額の概ね全部（原則として９０％以上）を支払うこととされているものなど。」



※1契約を解除するために違約金などの発生が見込まれる可能性があれば、実質的に解約不能な場合に含みます。

※2経済的耐用年数は、「物品調達システム取扱要領　別表　重要物品の耐用年数表」を参照してください。

※3リース物件の購入価額等は見積を徴取して判定してください。